



「**スマホ**」
しながら



「**電話**」
しながら



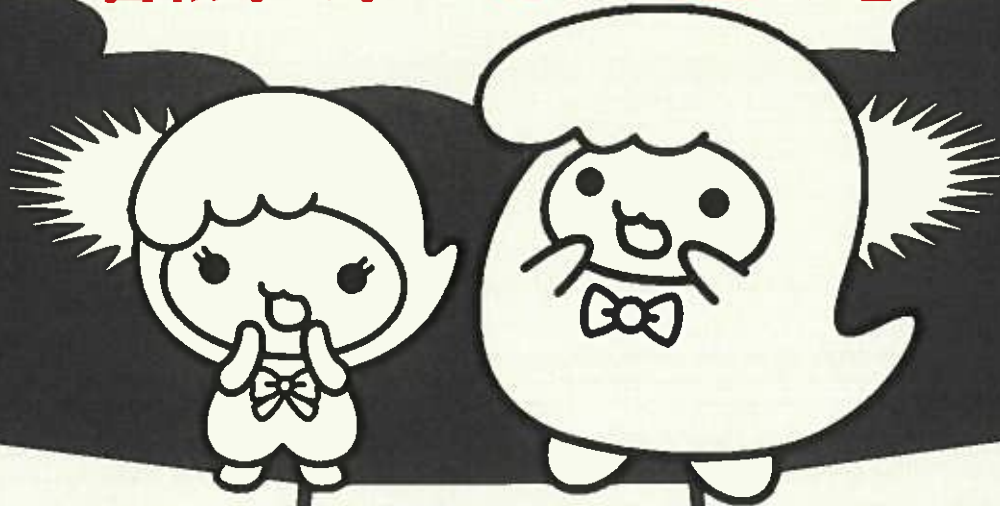
「**ゲーム**」
しながら



「**傘差し**」
しながら

No!

自転車の「ながら運転」



【重大事故の事例】



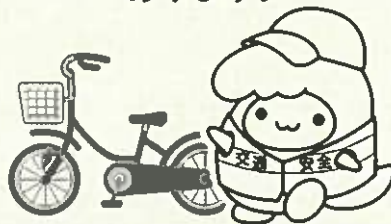
イヤホン、片手に飲み物、片手でスマートフォンを操作しながら**電動アシスト付自転車**に乗っていた大学生が、歩行者に衝突して死亡させてしまい、禁錮2年(執行猶予4年)が言い渡されました

自転車は違反すると、事故を起こさなくても

刑事罰

(5万円以下の罰金)

が科せられる場合があります。



【出典：道路交通法(警視庁HP)】

生活安全課交通安全係
☎03(3802)3111 内線489

【STOP! 歩きスマホ】



周囲が見えない「**歩きスマホ**」はとても危険です！思わぬトラブルになるので、「**歩きスマホ**」はやめましょう！

※区議会では「荒川区スマートフォン等の使用による安全を阻害する行為の防止に関する条例」制定を定例会にて審議中です(9月末現在)